

給付基礎日額とは

労災保険では、療養（補償）給付、介護（補償）給付、二次健康診断等給付以外の保険給付は、原則として被災労働者の稼得能力によって給付額が異なります。これは、労災保険が災害によって失われた稼得能力のてん補を目的とするため、具体的な保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、その日の直前の賃金締切日）の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額（ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く）を、その期間の暦日数で割った、1日当たりの賃金額のことです。

休業（補償）給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、賃金水準（注1）の変動に応じて増額または減額（スライド）され、また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます（休業給付基礎日額）。

また、年金としての保険給付（注2）の額の算定の基礎となる給付基礎日額についても、賃金水準に応じて増額または減額（スライド）され、年齢階層別の最低・最高限度額の適用があります（年金給付基礎日額）。年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。船員については、給付基礎日額の特例があります。

注1）厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人あたり1か月の平均給与額

注2）傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金

算定基礎日額とは

算定基礎日額とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日の前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額（算定基礎年額）を365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。